

二酸化炭素の貯留事業に関する法律をここに公布する。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律 第三十八号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律

略

(土地の使用)

第一百八条 貯留事業者等は、許可貯留区域等又はその付近において他人の土地をその貯留事業等に係る次に掲げる目的のために利用することが必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一 坑井の開設その他貯留等工作物の設置

二 火薬類、燃料その他の重要資材又は土石の置場の設置

三 道路の開設又は電気工作物の設置

四 貯留事業等のための事務所又は貯留事業等に従事する者の宿舍の設置

略

(火薬類取締法等の適用除外)

第一百三十四条 貯留事業者等が行う貯留事業等の用に供する火薬類については、火薬類取締法第十七条第一項及び第五項並びに第二十一条(経済産業省令で定める数量以下の火薬類の譲渡又は譲受けの場合に限る。)、第二十五条第一項、第二十六条、第二十九条第四項及び第六項(消費者に係る部分に限る。)、第三十条第二項(同項の経済産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者に係る部分に限る。)、第四十一条及び第四十二条(消費者に係る部分に限る。)、第四十三条第一項(消費者又は火薬類を保管する者の消費場所又は保管場所に係る部分に限る。)、並びに第四十五条第二号(消費者その他火薬類を取り扱う者に係る部分に限る。)及び第三号の規定は、適用しない。

2 貯留事業者等が行う貯留事業等及びその用に供する貯留等工作物並びに導管輸送事業者が行う導管輸送事業及びその用に供する導管輸送工作物については、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項及び第三項、第十七条の二、第二十三条第三項、第二十五条、第三十九条第二号及び第三号、第六十条第一項並びに第六十三条の規定は、適用しない。

略

附 則

(施行期日)

略

第三百三十四条(試掘に係る部分に限る。
ない範囲内において政令で定める日

略 の規定 公布の日から起算して六月を超え

略